

2023年12月27日

調布市福祉健康部障害福祉課

脇田様、渡部様、小島様、

調布市登録手話通訳者の会

高木真知子

いただきました「手話言語条例」の素案の「前文①」に「手話」の説明がありますが、その部分を以下のようにしてはいかがでしょうか？

手話は手や指、体の動き、顔の部位の動きなどを組み合わせて視覚的に表現され、独自の語彙、文法体系を持つ言語であり、ろう者及び手話を必要とする人にとっては、文化を創造し、日常生活を営み、社会参加を実現するために必要であり、大切に受け継がれてきた言語である。

この提案には井村会長が避けるべきとおっしゃった「表情」という言葉は使用していません。また社協の田島課長がご提案くださった「社会参加」を入れて、「ろう文化」にも触れています。

実はこれは「日本手話」の説明ではありますが、あえて「日本手話」ではなく「手話」としました。

更に素案の(定義)第2条についての意見です。

素案では「手話」を定義していますが、前文で上記の説明があれば、ここで再度手話を「定義」する必要はないと思います。

また素案の(定義)では「日本手話」と「日本語対应手話」があるとしていますが、前文でもこの第2条でも、この区別には触れないのが得策だとも思います。

その理由として、触れた場合、「日本手話」「日本語対应手話」それぞれの定義が必要となり、これは言語学的にはそう簡単なことではないです。また、言語学的にいうと、「日本語対应手話」は「手指日本語」であり、手話ではないと言った議論も起きかねないです。

日本のろう者が使用する「手話」はこの二つにきっちり二分されるものでもなく、中間的なものを使用される方も非常に多いです。

それぞれのろう者にとって、使用される手話のご自身のアイデンティティと深くつながっていて、その人にとっては、それが「手話」であり、尊重されるべきだと思います。ですからこそ、「手話」を更に細分化して定義するようなことは避ける方が良く考えます。

以上